

事 務 連 絡

平成 24 年 11 月 5 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育担当部局 御中

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

「「保育所運営費の経理等について」の運用等について」について

日頃より保育施策の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

先般、平成 23 年度決算検査報告において、会計検査院より、民間保育所における当期末支払資金残高の保有状況について以下のとおり改善の処置を要求されたところです。

（会計検査院からの処置要求）

「当期末支払資金残高のうち、運営費収入の 30%を超えている過大な保有分については、指導監査において是正措置を執らせるなどの具体的な指導方法等を明確に定め、都道府県に対して通知を発するなどして周知すること」

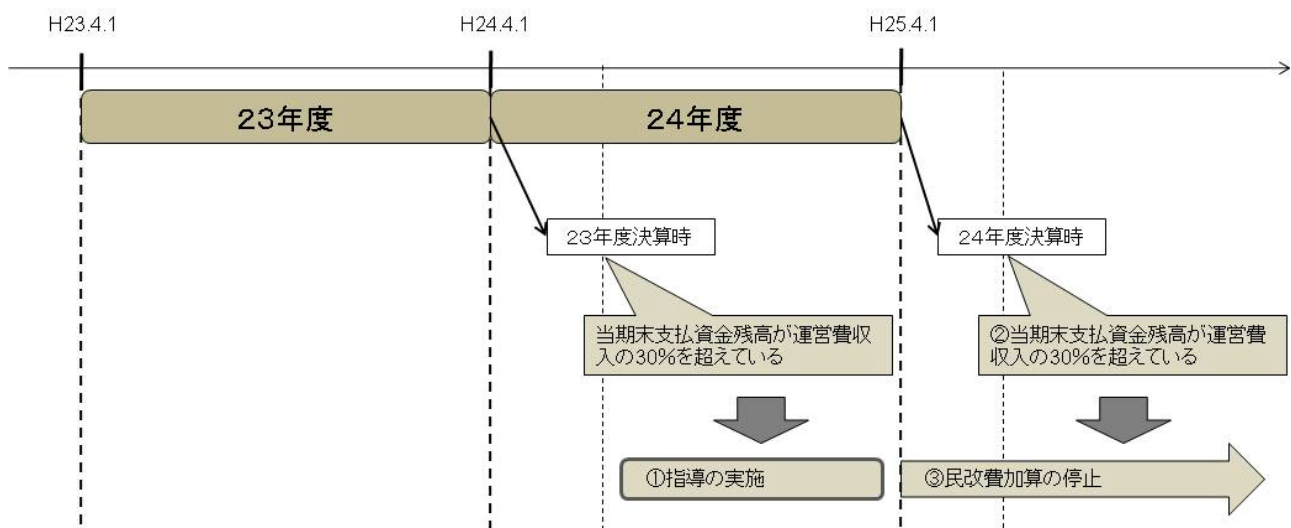
当期末支払資金残高の取扱いについては、「保育所運営費の経理等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号）により、「運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入（私立認定保育所においては運営費収入及び保育料収入の合計額）の 30%以下の保有とすること」と

されているところですが、今般、『「保育所運営費の経理等について」の運用等について』（平成12年児保第21号）を改正し、運営費収入の30%を超えている場合の取扱いについて明確にしましたので、指導監督に当たって遺漏のないようお願いするとともに、その取扱いについて、管内市町村及び保育所を運営する法人等に対し、周知徹底をお願いします。

（参考）取扱いの具体例

平成23年度決算時に計上されている当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた運営費収入の30%を超えていた場合

- ① 将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、
- ② それでもなお、平成24年度決算時に計上された当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた運営費収入の30%を超えている場合は、
- ③ 平成25年4月から平成26年3月までの間、民改費全額について加算を停止する。



<照会先>

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 運営費係
代表：03-5253-1111（内線7929）